

市会議案第 3 1 号

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 8 月 5 日提出

吹田市議会議員 野田 泰弘

同 山本 力

同 小北 一美

同 竹村 博之

同 柿原 真生

## ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書（案）

近年、一部の国や民族、あるいは特定の国籍の外国人を排斥するヘイトスピーチ（差別的言動）が、社会的関心を集めている。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告を行った。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会は、日本が1995年（平成7年）に加入した同条約について、締約国での状況の報告を求め審査してきたが、昨年8月、日本が適用を留保している同条約第4条（a）人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布など、全ての暴力行為又はその行為の扇動なども、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること及び（b）人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他の全ての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めることについて、留保の撤回勧告にかかわらず、日本が留保を維持するとしている決定を遺憾とし、日本の法制が同条約第4条の全ての規定を完全に遵守していないことを懸念する最終見解を採択した。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において、特定の民族・国籍の外国人に対する差別的発言に関する事件について違法性を認める判決が下され、最高裁判所においても違法性を認める決定が下された。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為であるとして、それを規制する法整備がされている国もあり、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねない。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第4条（a）及び（b）について、締約国として速やかに留保を撤回し、あわせて表現の自由に十分配慮しつつ、ヘイトスピーチ等の人種差別を禁止するための対策について、法整備を含む強化策を速やかに検討し実施することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年8月 日

吹 田 市 議 会